

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和6年度ガソリン等の調達及び洗車の単価契約

## 2. 担当部署

四国総合通信局 総務部総務課財務室（以下「主管室」という）

電話番号：089-936-5026（資材係）

## 3. 業務概要

四国総合通信局所有の下記車両の運行に必要なガソリン等の給油及び洗車を行う。

①局 長 車	アルファード	レギュラー仕様
②電 源 車	エクストレイル	〃
③小型監視車	セレナ	〃
④緊 急 車	エクストレイル	〃
⑤探 索 車	アルファード	〃
⑥総合監視車	キャラバン	軽油仕様

## 4. 予定数量

### (1) 給油量

① レギュラーガソリン	4, 896 ㍓
② 軽油	1, 020 ㍓

### (2) 洗車回数

① 機械洗車(普通車)	4 回
② 機械洗車(ワンボックス車)	8 回
③ 手洗い洗車(普通車)	2 回
④ 手洗い洗車(ワンボックス車)	4 回

## 5. 契約期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

## 6. 契約条件

(1) 四国管内の主要幹線道路(一般国道)においては、半径50km程度ごと、その他の道路においては、半径100km程度ごとにガソリン等が給油で

きる施設(ガソリンスタンド)を有すること。

- (2) 当月給油分の支払いは、翌月一括での支払い(掛売り)ができること。なお、請求時は車両ごとの給油量が分かるようにすること。
- (3) ガソリン及び軽油 1 ㍓あたりの単価は、給油する施設に関わらず一律であること。また、契約後の単価について、価格変動及びその他やむを得ない理由により、価格改定の必要が生じた場合は、当局と協議し決定するものとする。

## 7. その他

本仕様書に基づく業務を行うにあたり、主管室と必要な調整を行うものとする。また、本業務に疑義が生じた場合は、主管室と請負者、双方の協議により円満に解決するものとする。